

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和元年 11 月 29 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1900049号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国) 第1900011号

第1 結論

平成8年7月から平成9年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和47年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年7月から平成9年3月まで

請求期間当時、勤務していたA社は、経営が悪化して厚生年金保険料を納付することができなくなった。その代わりとして、事業主から、国民年金保険料の半額を給料に加算して補助すると言われたので、私は、国民年金に加入し、銀行の窓口で請求期間の保険料を納付したはずである。請求期間の保険料が未納と記録されていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社に勤務し、その在職中に国民年金に加入し、請求期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿により、平成8年3月29日に社会保険事務所(当時)からB市に払い出された記号番号の一つであることが確認でき、オンライン記録により、請求者は、同年7月22日付けの処理で、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年7月11日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日に国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、同年7月頃に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、請求期間の保険料を納付することは可能である。

しかしながら、請求者は、請求期間の国民年金保険料については、納付書に現金を添えて、主にC銀行D支店の窓口で納付したと主張しているところ、同銀行は、窓口で保険料を納付した記録は保存期間経過により残っていない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る保険料の納付について確認することができない。

また、請求期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月を含む期間であり、事務処理の機械化が促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、記録の過誤が生じる可能性は低い。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1900048号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1900023号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和45年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成9年10月22日から同年11月1日まで

A社に入社し、雇用保険の被保険者資格を取得したのは、提出した離職票のとおり、平成9年10月22日であるが、同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは、同年11月1日とされている。雇用保険と厚生年金保険の資格取得日が異なっているのは誤りだと思うので、調査の上、請求期間の厚生年金保険被保険者の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録により、請求者は、請求期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社において、雇用保険及び厚生年金保険の被保険者資格取得日が請求者と同日であり、請求者と同様にタンクローリーの運転手として入社したと回答している同僚から提出された給与明細書により、当該同僚は、平成9年10月の雇用保険料は給与から控除されていることが確認できるものの、同年10月の厚生年金保険料は給与から控除されていないことが確認できる。

また、オンライン記録により、A社において、請求者と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる4名のうち、雇用保険の加入記録が確認できた上記同僚を含む3名は、いずれも請求者と同様に、厚生年金保険の被保険者資格を取得する前の同年10月に雇用保険に加入していることが確認できることから、同社は、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させるという取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A社の事業主は、請求期間に係る人事記録、賃金台帳等を保存しておらず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除、請求期間当時の厚生年金保険の取扱い等について不明と回答している上、請求者は請求期間に係る給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。